

専門部会議事内容結果（要旨）	
専門部会名	第4回産業経済・都市基盤整備・交通部会
開催日時	令和8年6月15日（月） 書面送付 令和8年6月24日（水） 回答期限
開催会場	委員へ書面送付
委員	高橋部会長、小川副部会長、鎌塚副部会長、臼田委員、木全委員、森委員、石田委員、浅野委員、田中委員、古家委員
審議事項	第3次総合計画前期基本計画骨子案について ⇒基本目標Ⅲ-6～10、Ⅳ-1～5について、5月7日開催の専門部会での協議以後、事務局にて修正した内容について共有し、意見を求めました。 <u>基本目標Ⅲ-6 都市空間・住環境の整備、Ⅳ-3 商工業の振興</u> ■委員 方向性として住宅施策を個別計画（住宅マスタープラン等）に委ねる整理は理解できる。 ただし、第2回部会で委員から「住宅施策を括るマクロがない」「市全体で住環境をどうするかを考えるべき」との意見があった。 現行の「ずっと住まいる応援事業」が令和8年度末で終了することをふまえ、後継事業の方向性（少なくとも検討する旨）を総合計画本体に一文でも明示すべきではないか。 「Ⅳ-3商工業の振興」の現状と課題においては、住宅の改修工事の助成事業の一文があるが、地域経済の活性化に寄与する市内事業者の支援策の中で明示することはできないか。 また、基本的な方向性のなかで、企業の立地・誘致が地域経済の活性化や雇用確保に寄与するような表現と読み取れるため、表現を改められないか。 ◎事務局 ずっと住まいる応援事業などによる住宅リフォーム支援により個々の住宅の住みやすさが高まることは、結果として地域全体の住環境や都市空間の形成にもつながる側面があると認識しております。 一方で、総合計画では大きな方向性を示すものとして捉えており、本施策である「都市空間・住環境の整備」は、戸建住宅など個々住宅そのものへの支援を主眼とするものではなく、空き家対策、公園・緑地、公営住宅、公共施設のあり方などを通じて、住宅周辺の環境や市街地全体の環境を良好に保つための基本施策として位置付けております。

	◎事務局 このため、住宅施支援の検討などについても、基本的な方向性として示しているとおり、「それぞれの分野別計画の中で庁内連携により対応していく」と整理させていただいております。 また、「Ⅳ－3 商工業の振興」における中小企業支援策については、名寄市中小企業振興審議会等で都度ご意見をいただき、名寄市中小企業振興条例に基づく支援メニュー等において市内事業者の支援策を検討しております。 よって、同様に個別の支援事業についての記載はせず、市内事業者等への支援を行うことで、地域経済の活性化が図られるよう文章を修正しました。
--	---

名寄市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

総合政策部会	
氏 名	備 考
遠藤 貴広	審議会副会長
今野 聖士	総・市・教部会長
伊藤 美和子	同上副会長
守岡ダニエル武雄	同上副会長
結城 佳子	審議会会長
上西 靖子	保・医・福部会長
成田 勇一	同上副部会長
松前 聡美	同上副部会長
石田 十羽完	審議会副会長
高橋 直樹	産・都・交部会長
小川 和則	同上副部会長
鎌塚 英明	同上副部会長
合 計	12名

総務・市民生活環境・教育文化スポーツ部会	
氏 名	備 考
★遠藤 貴広	推薦
●今野 聖士	推薦
○伊藤 美和子	推薦
○守岡ダニエル武雄	推薦
安達 百合子	推薦
桑内 寿則	推薦
久保 和幸	推薦
清水 幸子	推薦
鳥谷 由美	推薦
吉田 豊	推薦
合 計	10名

保健・医療・福祉部会	
氏 名	備 考
★結城 佳子	推薦
●上西 靖子	推薦
○成田 勇一	推薦
○松前 聡美	推薦
梅野 圭介	推薦
松本 和俊	推薦
酒井 洋子	推薦
坂上 義幸	推薦
桑原 隆太郎	公募
佐藤 喜代枝	公募
合 計	10名

産業経済・都市基盤整備・交通部会	
氏 名	備 考
★石田 十羽完	推薦
●高橋 直樹	推薦
○小川 和則	推薦
○鎌塚 英明	推薦
浅野 弘幸	推薦
臼田 進	推薦
木全 哲也	推薦
田中 英彰	推薦
古家 健一	推薦
森 和季	推薦
合 計	10名

★＝審議会役員 ●＝専門部会長 ○＝専門部会副会長

※審議会の会長、副会長及び総合政策部会を除く各専門部会の部会長、副部会長は総合政策部会にも属するものとする。

名寄市総合計画 (第3次)

【前期基本計画】

《令和9年度～令和12年度》

素案※見え消し

赤字: 文言の整理、順序の入れ替えなど軽微な修正

青字: 新たな考え方や文言の追加など

令和8年6月15日

名寄市

III-6

都市空間・住環境の整備

目指す姿

暮らしやすく魅力ある住まいと、良好な都市空間の形成を目指します。

現状と課題

~~安心~~安全・安心な都市空間・住環境の確保は、市民生活を支える基盤であり、快適な暮らしを実現するための根幹となるものです。

「都市計画マスタープラン」、「空家等対策計画」、「住宅マスタープラン」等に基づき、都市公園の遊具更新や街路照明の整備、市街地における特定空家の解体、戸建住宅等の耐震化支援、市営住宅の改善整備など、住環境の向上に取り組んできました。

今後、さらなる人口減少と高齢化の進行が見込まれる中、都市機能の縮小や空き家の増加・管理不全の拡大などにより、市民の生活環境の維持が一層困難となることが懸念されます。

持続可能な都市構造への転換と、既存ストックの適正管理・有効活用が重要な課題となっています。

基本的な方向性

~~人口減少や都市機能の維持管理における人手不足が見込まれる中、持続可能な都市構造への転換が求められています。このため、都市空間や住環境のコンパクト化を推進し、都市施設や住まいの環境を将来にわたり維持できる施策を展開していく必要があります。~~

~~また、PCDAサイクルの考えに基づき、個別計画の分析・評価を行い、適切な策定・見直しを進めるとともに、公共施設や都市機能の集約化を図り、住宅・建築物等の既存ストックの有効活用を推進することで、良好な都市空間の維持・向上に取り組む必要があります。~~

市民の暮らしに不可欠な「都市機能」と、人々の「居住」を利便性の高いエリアへ緩やかに集約するなど、将来にわたる市民生活の利便性を確保するとともに、持続可能な都市基盤の構築を目指します。

また、住宅・建築物等の既存ストックについて、再生・利活用から適正な管理や除却までを推進することで、良好な都市空間の維持・向上を図ります。

住環境に関わる住宅施策については、住生活基本法の理念に基づき、多様化するニーズに機動的かつ効率的に対応するため、分野別の個別計画(都市計画・空家・公営住宅・福祉計画等)において施策を展開します。

なお、これら個別計画は、本計画および市内の連携体制により整合性を図りながら進めます。

↑ 住宅施策については、個別計画にて施策を展開するよう方向性を整理

主な施策・取組

(1)都市環境の整備・保全

暮らしやすく魅力ある都市環境を維持するため、街路灯や防犯灯の維持管理、街路樹の剪定、植樹・柵の美化・清掃など適正な整備や保全を行うとともに、維持管理手法について検証を行います。

また、住宅や商工業などの土地利用を適正に誘導し、便利で暮らしやすい街区の形成を目指します。

(2)持続可能な生活基盤整備の推進

人口減少社会に対応するため、住環境や都市基盤の集約化を進めるため、居住や都市機能の立地誘導を図り、生活利便性を確保するとともに、官民が連携した誘導策の検討を進め、コンパクトで持続可能な市街地の形成を推進します。

(3)空き家・空き地対策の推進

空き家の放置による生活環境の悪化防止と危険防止のため、空家等の適正管理に向けた啓発を行うとともに、適正管理が行われていない空家等の所有者等に対し、管理状況の改善に向けた指導を行います。

また、管理不全な空き家等の発生抑制に向けた対策を推進します。

(4)公園・緑地の適正管理

身近な憩いの場を安全に利用できるよう、遊具や設備の点検・更新などの維持管理を行い、公園・緑地を適正に管理するとともに、人口減少に合わせた都市公園の在り方の検討や維持管理手法に関する検証を行います。

(5)公営住宅の適正管理

公営住宅等長寿命化計画において定める目標管理戸数を踏まえ、市営住宅の計画的な改善及び用途廃止を推進するとともに、適切な維持管理を実施することにより、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定と団地の住環境の向上を図ります。

関係する個別計画

- 名寄市都市計画マスタープラン(R2-R21)
- 名寄市公営住宅等長寿命化計画
- 第2次名寄市空家等対策計画
- 名寄市立地適正化計画(R2-R21)
- 名寄市公共施設等再配置計画
- 名寄市公園施設長寿命化計画

III-7

上水道の整備

目指す姿

水道水の安定供給の確保と水質の向上を図り、安定的な事業運営に向けて経営の健全化を目指します。

現状と課題

これまで第2期拡張事業により水道未整備地区への配水管新設をはじめ、水道水の安定供給を確保するために水道施設の整備・更新等を進めてきましたが、施設の急速な老朽化が想定され、浄水場の電気設備の改修や老朽管の更新が急務となってきたことから、郊外地区の拡張事業については一時的に凍結としたところです。

今後、人口減少や給水収益の減収が見込まれる一方で、施設の老朽化に伴う更新需要の増大や耐震化等の様々な課題に対応するため、名寄市水道事業経営戦略に基づき、経営の効率化と健全化を推進し、持続可能な事業運営に向けて経営基盤の強化を図ることが必要です。

基本的な方向性

水道水の安定供給を確保するため、水道施設の老朽化に対応する適切な維持管理と計画的な改修更新や耐震化を推進し、効率的で透明性の高い事業実施に努めます。

また、安定的で持続可能な事業経営の実現するため、名寄市水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化等に取り組み、市民から信頼される健全な事業経営を目指します。

主な施策・取組

(1)安全で良質な水道水の安定供給

安全で良質な水道水を安定的に供給するため、施設の適切な維持管理と計画的な改修更新に取り組むとともに、大規模地震に備えた耐震化を推進します。

(2)水道事業の安定運営

将来にわたって安定的に事業を継続するため、中長期的な視点に立った経営戦略に基づき、経営基盤の強化を図り健全な事業経営に取り組めます。

関係する個別計画

- 名寄市水道事業経営戦略

Ⅲ－８

下水道・個別排水の整備

目指す姿

効率的な維持管理により清潔で快適な生活環境を実現し、安定的な事業運営に向けて経営の健全化を目指します。

現状と課題

将来にわたり安定的に事業を継続するため、令和5年度に策定した「第2期ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化した下水道施設の修繕や更新を計画的に実施して長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を進めてきました。

また、郊外・農村地区における合併浄化槽の普及率向上のため、個別排水処理施設の整備事業も継続的に進めてきました。

今後は、人口減少等に伴う水需要の減少や施設の老朽化、人員不足等により厳しい経営環境が見込まれるため、経営の効率化と健全化を推進し、経営基盤の強化を図ることが必要です。

基本的な方向性

公共下水道事業と個別排水処理施設整備事業が安定して運営できるよう努めるとともに、名寄市下水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化等に取り組み、市民から信頼される健全な事業経営を目指します。

また、これまで名寄地区衛生施設事務組合衛生センターで処理していたし尿と浄化槽汚泥は、名寄下水終末処理場において、令和12年度から広域による下水との共同処理を目指します。

主な施策・取組

(1)公共下水道の整備

下水道事業を取り巻く環境は、普及率が向上する一方で、施設の老朽化に伴う更新需要の増大や耐震化等の様々な課題が見込まれるため、「第2期ストックマネジメント計画」に基づき、施設の計画的な更新と効率的な維持管理を引き続き実施するとともに、大規模地震に備えた耐震化を推進します。

また、名寄下水終末処理場では、「~~し尿等共同処理事業~~」を通じて~~し尿等の共同処理~~に向けて、近隣町村との広域化・共同化の取組を進めます。

(2)合併浄化槽の設置

郊外・農村地区においては、生活排水処理基本計画に基づき、合併浄化槽の整備を進める「個別排水事業」により、清潔で快適な生活環境を維持するよう努めます。

(3)下水道事業の安定運営

将来にわたって安定的に事業を継続するため、中長期的な視点に立った経営戦略に基づき、経営基盤の強化を図り健全な事業経営に取り組みます。

関係する個別計画

- 名寄市公共下水道事業基本計画
- 名寄市下水道事業経営戦略
- 名寄市生活排水処理基本計画(個別排水処理施設整備事業)(H24-R9)

III-9 道路の整備

目指す姿

安全に移動できる道路環境を整備し、冬期でも快適な交通の確保を目指します。

現状と課題

市道については、市街地・郊外地の防塵処理道路や砂利道などの未改良道路の整備を進めるとともに、老朽化の著しい舗装道路の破損や穴の補修を実施し、利用者の安全を確保してきました。

市が管理する橋梁については、5年に1度近接目視点検を行い、その点検結果を基に橋梁の補修を計画的に推進してきました。

なお、除排雪に関しては、除排雪機械を計画的に更新し、市道除排雪体制を維持してきたほか、除排雪助成事業を拡充して、安全で快適な冬期間の環境づくりに努めています。

今後は除雪オペレーターの不足や、コストの増大が懸念される中で、効率的な除雪体制の構築や歩行者・自転車が安全に通行できる道路環境の整備が求められています。

基本的な方向性

道路整備・除排雪への市民ニーズが高いことから、市道の適正な維持補修を行い、交付金や国庫補助事業を活用し、計画的・効率的な道路整備を進めるとともに、除排雪体制の維持・強化に努め、冬期間の安全安心な生活環境の確保を図ります。

主な施策・取組

(1) 国道・道道の整備促進

円滑な人流・物流を支える幹線道路網の整備や主要道路の改良による安全性の向上を図るため、国や北海道への要望活動を行います。

(2) 市道の適正管理

市街地区における公共施設間の連絡道路や通学路、郊外地における未整備道路など、生活に密着した道路等を中心に、市道の整備や維持補修を計画的・効率的に推進します。

(3)橋梁の長寿命化対策

市民の安全・安心を確保し、快適な道路環境を提供できるよう、市が管理する橋梁の点検、補修を計画的に推進し、長寿命化を図ります。

(4)除排雪体制の維持

冬期間における安全・安心な交通確保のため、除排雪機械の適正な維持管理、老朽度や損傷度などをもとに計画的な更新を行い、除排雪体制の維持に努めるとともに、関係機関と連携し、除排雪の充実・促進を図ります。

また、除排雪助成事業の検証を行い、冬期間の安全で快適な生活環境づくりを推進します。

関係する個別計画

- 名寄市舗装個別施設計画
- 名寄市橋梁長寿命化修繕計画(R3-R12)

III-10

地域公共交通対策の推進

目指す姿

誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通ネットワークの提供を目指します。

現状と課題

宗谷本線に関しては、高校生の利便性向上や高校の魅力向上を目的に、市からの請願駅として、東風連駅を移設する形で名寄高校駅を整備しました。

現在も鉄路の維持に向け、広域の課題として宗谷本線活性化推進協議会を中心に議論を継続しています。

バス路線に関しては、路線バスの廃止等に伴い、デマンドバス運行による地域の交通手段を確保してきました。

令和5年11月には、運転手不足等によりコミュニティバスが廃止された名寄地区の市街地において、AI活用型オンデマンドバス「のーと名寄」の運行を開始しています。

既存のバス路線は利用者の減少により維持が困難になっているほか、運転免許を返納した高齢者や自家用車を持たない学生など、移動に制約がある方々の交通確保が課題となっています。

基本的な方向性

公共交通機関の利用者数の減少や人件費の上昇、燃料代の高騰などにより負担経費が増加傾向にあることから、引き続き、効果的で効率的な公共交通体系の最適化に向けて検討を行います。

また、宗谷本線活性化推進協議会において、宗谷本線を維持存続するため、関係団体と連携して取組を進めます。

主な施策・取組

(1) 宗谷本線維持活動の推進

宗谷本線を維持存続するため、~~JR北海道~~北海道旅客鉄道株式会社や関係機関等に対する陳情・要望活動のほか、宗谷本線利用者の利便性向上及び沿線地域の振興に係る各種方策の検討とその推進を図ります。

(2) バス路線の維持・確保

バス路線の維持・確保へ向けた広報や出前講座など利用促進の取組を実施するほか、人口減少やバス利用者の減少、社会状況等を踏まえ、運転手の確保や効率的な運行方法の検討を進めます。

(3)地域公共交通の利便性向上と利用促進

地域の生活交通の実情や公共交通の利用状況などの実態を踏まえ、地域公共交通の利便性向上と利用促進、AI活用型オンデマンドバス「のるーと名寄」も含めた市全体における公共交通体系の最適化について検討を行います。

関係する個別計画

- 名寄市地域公共交通計画(R7-R11)

基本目標Ⅳ

【産業振興】

地域の資源を活かし活力とにぎわいを生むまちづくり

Ⅳ-1

農業・農村の振興

目指す姿

地域の強みを活かし、魅力的で持続可能な農業の実現を目指します。

現状と課題

農産物の安定生産と収益性の向上を図るため、農作物生産基盤の整備の取組として区画拡大や湿害対策、農業用水を安定供給するため老朽化した幹線用水路の改修を推進してきました。

また、「農業振興センター」を活用し、実証圃場における試験栽培により、栽培技術や新規品種・作物の地域適正などの検証を行うとともに、農業者に対する圃場試験結果や新技術を活用した栽培技術等の情報提供を行ってきましたが、共同運営しているJAと十分な協議を重ね、現在の農業情勢にあった役割や体制の在り方等検討を進める必要があります。

畜産においては、生産コスト削減や規模拡大、外部支援組織の構築、優良後継牛の確保等を図るため、農業者、関係機関・団体が構成する「名寄市畜産クラスター協議会」を設置し、省力化機械導入による規模拡大や哺育・育成作業の分業化による労働負担軽減など様々な取組を推進してきました。

今後も担い手の減少や高齢化がより深刻化していくと予想されるため、農業後継者、経営継承者への支援や新規就農者確保対策の充実が求められます。

基本的な方向性

生産者圃場を活用した試験や新技術を活用した栽培技術等の情報提供など、農産物の安定生産と収益性の向上を図るため、農業者ニーズを把握し、国の支援を十分に活用しながら低コスト化、省力化を図る取組を推進します。

また、持続可能な農業となるようJA等関係機関とともに担い手対策や有害鳥獣対策への取組を推進します。

主な施策・取組

(1) 農業生産基盤の整備・保全

将来にわたって安定的な農業生産を維持するため、生産性の高い農地の整備と保全を推進します。

また、農業用施設の計画的な維持管理を支援し、災害に強い基盤を整えることで、本市の基幹産業である農業が持続的に発展できる環境を構築します。

(2)持続可能な農業経営の推進

スマート農業の情報発信や導入促進を通じて農作業の省力化と生産性向上を図ります。

また、経営の多角化や安定雇用、法人化に向けた相談体制を充実させ、次世代に引き継げる力強い農業経営の実現を目指します。

(3)農業担い手の育成と確保

農業後継者を含む新規就農者等の確保を図るため、技術の習得修得や経営指導等に関する相談・支援を行います。

また、営農に必要な作業用機械や施設の導入等初期投資にかかる経費の助成等により新規就農者等の育成を図るとともに、農業体験事業及び地域おこし協力隊の募集活動、第三者経営継承等の受入れ体制の整備等により新規参入者の確保に努めます。

(4)地場産品のPRと付加価値向上の推進

もち米を中心とした地場産品のイベントやSNS等による市の特産品等に関する情報発信を行うとともに、ふるさと納税返礼品へ農産物の活用を推進します。

また、6次産業化などによる商品化や付加価値向上に向けた取組への支援を行います。

(5)有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心に有害鳥獣の駆除活動と併せて自己防衛による被害予防対策情報を発信します。

また、猟友会の後継従事者の確保・育成に取り組めます。

ヒグマ対策においては、国・道の支援を有効に活用して、状況に合わせた対策(適切な捕獲の実施、市街地に寄り付かせない防除対策、誘因物の除去など)を行います。

また、ヒグマ駆除隊(猟友会)の高齢化が進んでいるため、5年後、10年度を見据えた担い手対策を検討し、取り組みを進めていきます。

(6)豊かさと活力ある農村の構築

都市と農村、市民と農業を結ぶ交流を推進し、農業に対する理解を深めるため、農業体験受入れなどに取り組む団体の活動の支援や、名寄市食育推進計画に基づく農畜産物の地産地消や学校給食との連携など食育の取組を推進します。

また、多面的機能等の共同取組を活用し、農地及び農村の維持を図る取組を推進します。

(7)人と自然にやさしい農業の推進

気候変動に対応するための暑熱や寒冷といった気候由来の生産性低下・家畜の事故率の増加に対する取組や、農作物分野における適量施肥や農薬使用量低減など環境負荷低減につながる取組を推進します。

また、伝染性疾病発生を予防する取組や、発生時の蔓延防止の取組を推進します。

関係する個別計画

- 第3次名寄市農業・農村振興計画(R9-R16)
- 第4次名寄市食育推進計画(R5-R9)
- 名寄市農業振興地域整備計画(R5-)
- 名寄市地域計画(R7-)

IV-2

森林保全と林業の振興

目指す姿

森林の持つ多面的機能の維持と、持続可能な林業経営の確立を目指します。

現状と課題

森林は、木材利用のほか、国土保全や水源涵養機能などを有しており、この機能が十分発揮されるよう、市有林及び私有林の計画的な造林、保育、間伐など適正管理を推進してきました。

私有林の整備に関しては、令和元年度より森林環境譲与税が譲与されたことを受け、間伐、野そ駆除に加え、保育間伐、下刈り、枝打ち、根踏みなどについても支援を拡充し、さらには、担い手対策、木材利用、普及啓発などに活用しています。

将来にわたり森林の多面的な機能が発揮されるよう健全な姿で森林を維持するため、森林組合等との連携のもと、森林作業員の確保・育成と計画的な森林整備を進めていくことが求められています。

基本的な方向性

「管理が十分でない私有林」の解消を図るため、対象となる森林所有者に対して意向調査を行い、森林経営計画への加入を促進し、より効率的な森林経営計画の実施を目指します。

また、計画的な森林整備を進めるとともに、担い手対策、木材利用、普及啓発の取り組みを進めていきます。

主な施策・取組

(1) 森林の適正管理

森林の機能が発揮できる適正な森林施業の実施や森林の保全に努めます。また、林業経営の効率化、森林空間の総合的利用に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業路の維持管理、整備を推進します。

また、管理が十分でない私有林の解消を図るため、対象となる森林所有者に対して意向調査を行い、森林経営計画への加入を促進します。

(2)林業担い手の確保・育成

作業員へ就労日数に応じた奨励金を支給することにより、就労の長期化・安定化の促進と林業労働力の確保を図ります。

(3)地元産木材の利用促進

公共施設や民間建築における地元産木材の活用、製品化・販路づくりを支援し、地域資源である木材の有効活用と経済の好循環と脱炭素社会の実現を目指します。

関係する個別計画

- 名寄市森林整備計画(R5-R14)
- 森林経営計画

IV-3 商工業の振興

目指す姿

市内事業者の持続的発展により、地域経済の活性化とにぎわいの創出を目指します。

現状と課題

経済の活性化施策として市内中小企業の経営基盤の強化、創業支援や事業承継、企業立地促進条例による企業誘致など事業所数の維持・拡大を図ってきました。また、住宅の改修工事の一部を助成することで住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化及び従業員の人材育成につなげてきました。

しかしながら、人口減少や事業所の後継者不足・人材確保の難しさなど、地方経済を取り巻く経営環境は依然厳しい状況となっています。

基本的な方向性

地域経済を支えている中小企業に対して、今後も継続した支援を実施するとともに、中小企業振興審議会等において、事業効果の検証を行った中で、市内事業者や時代のニーズに沿った企業支援を目指していきます。

また、企業の立地・誘致については、地域経済の活性化や雇用確保に大きな役割を果たすことから今後も継続した取組を実施します。

名寄市電子地域通貨「Yoroca」を活用し、地域内での経済循環の促進による地域経済の活性化を図っていきます。

主な施策・取組

(1) 中小企業の経営基盤強化

市内中小企業の経営基盤強化を目指す取組への各種支援や、事業運営の基礎となる資金需要の円滑化を図るための融資のあっせん等、地域経済の持続的発展を推進します。

(2) 中心市街地の活性化

中心市街地が、多世代の交流を促進し、商業、居住、公共施設が一体となった「市民のサードプレイス」の提供を目指すためとなるよう、新規創業者を中心市街地への誘導を図るとともに、商店街や民間団体等と連携したにぎわいづくりを推進します。

(3)創業・起業支援と円滑な事業承継の促進

市内での新規創業者へ支援を行うとともに、創業後も関係機関と連携し経営指導・相談等の伴走型支援を行うことにより、創業者の安定経営・定着化を目指します。

また、事業承継に係る費用への支援や専門機関の協力による取組を通じて、円滑な事業承継を推進します。

(4)企業立地の推進

~~企業の誘致による雇用確保や新産業の創出等による地域経済の活性化を図ることを目的に、北北海道の交通の要衝や基幹産業の農業といった地域資源や地域の有利性を活かした誘致を目指します。~~

雇用確保や新産業の創出等による地域経済の活性化を図ることを目的として、北北海道の交通の要衝としての優位性、基幹産業の農業といった地域資源や有利性を活かして、新たな企業の誘致を目指します。

(5)生産性の高い企業経営への推進

企業のDX化や業務の標準化、付加価値の向上等事業者の生産性・効率性の向上に資する取組を推進し、企業経営の発展を目指します。

関係する個別計画

- 創業支援等事業計画(産業競争力強化法)
- 地域経済牽引事業計画(地域未来投資促進法)(R6-R10)

Ⅳ-4 雇用の安定

目指す姿

多様な人材の確保と誰もが安心して働き続けられる雇用環境の充実を目指します。

現状と課題

官民一体となった名寄市雇用促進協議会を設立し、事業者・関係機関等との連携・協議を通じて人材確保に向けた取組を行うとともに、若年者の市内への就職を促進するため、奨学金返済を支援する新たな制度を創設しました。

また、外国人材を確保するための取組を推進し、令和5年度から社会福祉法人名寄市社会福祉事業団で受入れを開始しています。

しかし、少子高齢化や人口減少に伴う慢性的な労働者不足や~~市内事業者の認知度不足による市内事業者や地域で働く魅力に対する認知が十分に進んでいないことによる~~、地元定着の減少が課題となっており、若年者の安定的な職場定着・人材育成による人材確保や魅力ある企業情報の発信、移住施策との連携、さらなる外国人労働者の受入れ体制整備等の新たな取組を推進するとともに、事業者・労働者ともに安定し働き続けられる環境づくりが必要となっています。

基本的な方向性

事業者・労働者の両者とも安定した雇用環境を構築していくために、様々な分野において人材確保と人材育成の取組を進めていきます。

主な施策・取組

(1)雇用の安定と確保

~~求職者にとってのワンストップ情報発信、職業体験を通じたこどもたちの地元愛着の育成等の取組を進めていくとともに、事業者への情報発信やセミナー等の開催により人材獲得のスキルアップを図り、多方面からの人材確保を図っていきます。~~

~~また、奨学金返済への支援を通じて、若年者の定着や市内事業者の雇用確保を促進します。~~

~~加えて、名寄市独自の外国人材受入れ組織設置に向けた検討を進め、外国人材を確保しやすい環境づくりを推進します。~~

こどもたちの地域産業や地元企業への理解を深め、地元への愛着の醸成を図る職業体験等の取組を推進します。

また、事業者への情報発信やセミナー等の開催を通じて、人材確保に向けた採用力や受入体制の向上を支援するとともに、求職者に対するワンストップでの情報発信を行い、多様な人材の確保を促進します。

さらに、奨学金返済支援を通じて若年層の地元定着や市内事業者の人材確保を促進するほか、外国人材の受入体制の充実に向けて、受入支援組織の設置を検討するなど、外国人材を確保しやすい環境づくりを推進します。

(2)多様な働き方の推進と職場環境の改善

誰もが自分に合ったスタイルで働ける環境を整えられるよう、柔軟な勤務形態や子育て・介護と仕事が両立できる職場づくりに関する周知・啓発を行います。

また、ハラスメント防止や安全衛生の確保に関する啓発・支援を行い、心身ともに健康で意欲を持って働ける職場環境の形成を後押しします。

(3)人材育成の推進

人材の安定的な定着や育成を図るため、上川北部地域人材開発センター等を活用し労働者の専門知識・技術・資格取得等のスキルアップに向けた取組を推進していきます。

IV-5 観光の振興

目指す姿

地域資源を活かした魅力ある観光の確立と、交流人口の拡大を目指します。

現状と課題

人口減少及び少子高齢化の進行する中、交流人口の拡大は地域外からの消費を取り込み、地域経済の循環を促進する有効な手段です。

しかしながら、本市は観光地としての認知度が低いこと、通過型観光客が主であることから幅広い産業に波及効果が及んでいない状況にあります。

これまで、観光振興計画(第2次)に基づき、なよろ観光まちづくり協会が主体となり名寄ならではのアウトドア観光の推進や、地域おこし協力隊の採用によりアウトドアガイドの育成や観光地域振興支援員を配置し、体験型観光コンテンツの造成や観光情報発信、プロモーション等を行っているものの、さらなる観光資源の磨き上げと高付加価値化、観光人材の育成が求められています。

基本的な方向性

交通、宿泊、飲食、体験型観光コンテンツ等をパッケージ化する等、幅広い事業者が関わりも持ち「稼ぐ観光」を目指した取組を推進していきます。

主な施策・取組

(1) 体験型・滞在型観光「稼ぐ観光」の確立

多様化する観光ニーズや、近年増加している外国人観光客に対応しサービスを提供していくため、なよろ観光まちづくり協会など関係団体及び関連事業者との連携により、一体的な観光商品開発・販売による地域経済に寄与する「稼ぐ観光」を目指します。

また、地域おこし協力隊制度等を活用し、アウトドア観光など地域資源を活用した「稼ぐ観光」のプレイヤーとなる事業者の育成を図り、戦略的な情報発信やターゲットを明確にしたプロモーションの強化を推進します。

(2) スポーツツーリズムの充実

スポーツ大会・合宿等の誘致と受入れ体制の充実を図るとともに、周辺の観光や食と連携した取組を展開することで、スポーツを通じた地域のにぎわいと、交流人口の拡大を図ります。

また、冬季スポーツの核となる名寄ピヤシリスキー場をはじめ、老朽化したスポーツ施設の修繕や更新を計画的に推進し、利用者の利便性と安全性の向上を図ります。

(3)観光資源の創出

市民との交流や地域文化との触れ合いが、新たな観光ニーズとして求められています。

観光を一部の取組とせず、市民が自然、歴史、文化、産業、イベント、日常の暮らし等が素晴らしい地域資源であるということを再認識し、地域の活力・地域のにぎわいという観光資源を創出していきます。

関係する個別計画

- 名寄市観光振興計画(第2次)